

ファミリー★スポーツデー無料開放

運動公園3施設 ■ 北部公園2施設

5/5
こどもの日

5/3
憲法記念日

3日・イースタン公式戦も開催



野球場で今年もイースタン・リーグが開かれる(去年)

▼5月3日(月・祝)運動公園。
▼5月5日(水・祝)北部公園体育館。

市では、次の日程で海老名運動公園の3施設と北部公園の2施設を無料開放します。なお、運動公園野球場では、フットボールイースタンリーグ公式戦「湘南シーレックス対ヤクルトスワローズ」が開催されます。



北部公園の屋内プール(去年)

▽無料開放施設・利用時間
①海老名

救急現場に消防車出動します

消防署では、5月1日(土)から消防車に応急処置に必要な資機材を積載し、救急車の到着が遅れる場合や搬送困難な場合など、最寄りの消防署

から消防車を出動させ、救急隊員と連携して応急処置にあたることにしました。

今後、消防車のサイレンが聞こえる回数が増え

ますが、火災と間違えないようにしてください。1人でも多くの方の命を救うための措置です。市民のみなさんご協力をお願いします。

運動公園総合体育館・北部公園体育館 午前9時〜午後9時で1回の利用は1時間(トレーニング室は通常の時間区分の利用) ②海老名運動公園陸上競技場(トラックのみ) 午前9時〜午後9時 ③海老名運動公園屋内プール・北部公園屋内プール 午前9時30分〜午後8時30分※利用する方は、運動のできる服装(シューズ含む)。また、プールでは水泳帽を着用してください。

イースタンリーグ公式戦

▽日時 5月3日(祝) 午後1時試合開始 ▽対戦カード 湘南シーレックス対ヤクルトスワローズ ▽会場 海老名運動公園野球場 ▽その他 入場料等詳細は、運動公園総合体育館へお問い合わせください。
④ 運動公園総合体育館 (☎235・7204)・北部公園体育館(☎292・3300)。



みなさんのご質問・ご意見
市長への手紙
お寄せください
日ごろ、みなさんが感じている、市に対するご質問やご意見を「市長への手紙」でお寄せください。寄せられた市長への手紙は、市政運営の参考にすため、すべて市長が目を通し、回答しています。ご活用を。
▽設置場所 市役所・各コミセンなどの市公施設、市内郵便局 ※官製はがき

「市地域福祉計画」の中間素案への市民意見を募集

平成14年度から、市民と行政が一体となって検討してきた、海老名市地域福祉計画の中間素案がこのほどまとまりました。

この素案について、市民のみなさんから意見を募集します。市民の意見は最終案に反映させます。

なお、この素案は市ホームページに掲載するほか、福祉総務課の窓口でも配布します。
①意見募集対象 地域福祉計画(中間素案) ②募集期間 5月1日(土)〜31日(月) ③意見送付方法 郵送・ファクス・Eメールで。
郵送 〒243-0492 福祉総務課福祉政策担当。 ☎233・9118。
Eメール fukushi@city.ebina.kanagawa.jp。
☎ 同課。

県選管、無効の訴え棄却

市議と市長選の異議申出

海老名市議会議員選挙および市長選挙の選挙無効と当選無効を求める異議申出について、市選挙管理委員会(以下「市選管」)は去年12月19日に異議申出を棄却する決定を行いました。

これに対して、異議申出人は、市の決定を不服とし、3月25日に県選管はこれら

の申立てに対して、市議会議員選挙の審査の申立てについては、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれのある選挙の規定違反に該当しない」。市長選挙については、「選挙の効力を争う点について理由がなく、また、当選の効力を争う点についても理由がない」とのことから、いずれの申立ても棄却する判決を行いました。

裁決の結果を受けて市選管では、電子投票による今回の選挙は、適正に執行されたものとして受け止める。同時に、選挙管理の面で指摘された事項については改善に努め、今後の選挙事務に生かしていきたいと考えています。

税率等の改正内訳

区分	医療分		介護分	内容
	現行	改正	現行	
所得割率	5.29%	6.10%	1.05%	前年の所得に対する税率
均等割額	19,000円	21,000円	5,500円	加入者一人当たりの税額
平等割額	22,800円	24,000円	4,200円	加入世帯当たりの税額

医療分のみ改正

5.29%→6.10%
国民健康保険税率

国民健康保険事業は、加入者が急な病気やケガをおつた時に安心して医療を受けられるために、加入者が負担し支えあうものですが、最近の医療費総額は毎年大きく増加しています。医療の高度化、高齢者の医療費の増加等によって医療費支出に対処出来なくなつたことなどから、税率の改正が必要となりました。そこで、必要最低限の左表のような医療分のみ改正することになりました。1例をあげると、2人世帯(2人と国保加入者)で前年の年間合計所得が300万円の場合、年間保険料は20万2000円から22万8000円になります。(介護分は別)みなさんご理解をお願いします。
※災害等により、支払いが困難になつた場合は、減免や分割納付の制度もありますので、保険年金課までご相談ください。
☎ 同課国保担当。